

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
長野市	22 若穂綿内地区	令和3年3月16日	令和5年3月20日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	339.70 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	189.11 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	100.10 ha
i うち後継者未定(目処はついている)の農業者の耕作面積の合計	30.70 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	69.40 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	22.92 ha

### 2 対象地区の課題

①地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手のパワーが不足している。 ②果樹園のため、集約・集積への条件整備が困難である。 ③農村集落の環境や施設保全が困難である。 ④果樹営農者の中には規模を拡大したいが、お手伝いさんの確保が困難である。 ⑤鳥、小動物による果樹果実への被害が拡大している。
---

※ 地区の話し合いにおいて出された意見を基に「地区の課題」を作成

### 3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

若穂綿内地区の農地利用については、当面は現在の耕作者が営農を継続することで対応するが、将来的には中心経営体を中心に実情に応じて担い手を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応していく。
千曲川河川敷農地約50haの中で遊休農地が散在し始めた。 共有地組合が中心となって、「共有地組合協議会」を設立し、現状分析、担い手の確認、耕作場所の再配分、余剰農地の集積・集約を行い、中心経営体が中心となり担っていくことで対応する。
農地中間管理機構関連農地整備事業で基盤整備を行った山新田地区1の農地(10.3ha)利用は、中心経営体15人が中心となり担っていくことで対応する。
農地中間管理機構関連農地整備事業で基盤整備を行った清水地区1の農地(7.0ha)利用は、中心経営体9人が中心となり担っていくことで対応する。

※ 現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数： 58人

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○新規就農者の受入れ体制についての取組み方針 新規就農者の受入れ制度を有効活用するとともに地域としてのサポートを幅広くする。農業委員会組織やJAグリーン長野営農部の支援をいただく。 長野市独自の親元就農支援制度を活用して田舎回帰の希望者を掘り起こす。
○遊休農地の現状復帰事業の取組み方針 傾斜で狭い農地の遊休荒廃地を防止するため、国の中間管理機構関連農地基盤整備事業制度を活用し、山新田・大柳地区、清水・温湯地区の農地を基盤整備し、中心経営体である認定農業者に就農を促進する。 約50haの綿内千曲川河川敷農地を、共有地組合が組織の核となり、集積・集約活動を進める。
○農村、集落環境の維持と向上の取組み方針 綿内地区の農業に活発な集落を国の多面的機能維持活動制度を活用して、荒廃農地の原状復帰、水路、道路等のハード面の維持管理活動を推進する。現在、7集落3組織が取組んでいるが、さらに5集落の取組みを目指す。
○お手伝いさんの確保についての取組み方針 専業農家の規模拡大に一番大きな課題であるお手伝いさんの確保は、市農業公社の人的支援もあるが、潜在的には不足傾向は変っていない。地域で自主的な組織を作り、情報交換やマッチング活動の支援を行う。 お手伝いさん受入れ農家の環境を整える。特にトイレの確保は喫緊の課題であり具体的な支援を検討する。

※ 「2 地区の課題」を解決するため、及び「3 中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針」を促進するために必要と思われる地区の取組みについて記載